

令和6年（2024）年度入学案内（一般入学試験）1ページ 受験資格について、
次のとおり訂正します。

受験資格

次に掲げる条件のうち(1)から(8)までのいずれか一つを満たし、かつ(9)を満たす者で、本校の入学を許可された場合は入学する意思のある者としてします。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び2024年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2024年3月修了見込みの者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第4号の規定により文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)及び2024年3月31日までに合格見込みの者
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者及び2024年3月31日までに18歳に達する者
- (9) 卒業後は、看護職として神奈川県内に就業する意思のある者